

監事監査報告書

2026(令和8)年6月12日

学校法人東京農業大学

理 事 会 御中
評 議 員 会 御中

学校法人東京農業大学

監事（常勤） 近 藤 弘

監事 久保田 紀久枝

私たち監事は、私立学校法（令和7年4月1日施行）第52条第1項第1号及び学校法人東京農業大学寄附行為第11条の規定に基づき、学校法人東京農業大学（以下、「本法人」という。）の2025（令和7）年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の本法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私たちは監査にあたり、本法人が定める監事監査規程に従い、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めました。理事会、評議員会及びその他重要会議に出席し、理事及び職員等から業務及び職務の執行状況についての報告を受け、必要に応じて意見を述べたほか、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

特に、事業報告書に記載されている理事の職務の執行が、法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制その他学校法人の業務の適正を確保するために必要なものとして、私立学校法施行規則第13条各号に定める体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（学校法人東京農業大学内部統制システム〔以下、「内部統制システム」という。〕）について、理事及び職員等からその構築及び運用状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。

会計監査の相当性を確認するうえで、独立の立場が維持され、かつ適正な監査を実施しているかについて、EY新日本有限責任監査法人（以下、「会計監査人」という。）から、その職務の執行状況について報告を受けました。特に、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（私立学校法施行規則第37条3号）を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、当該事業年度に係る計算関係書類（資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及びその附属明細書）及び財産目録については、会計監査人からの会計監査報告の相当性を検討しました。

2. 監査の結果

（1）事業報告書等の監査結果

事業報告書及びその附属明細書は、法令又は寄附行為に従い本法人の状況を正しく示しているものと認めます。

理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であり、内部統制システムに関する事業報告書の記載内容及び理事の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。

（2）計算関係書類及び財産目録の監査結果

会計監査人の監査の方法及び結果は相当であることを認めます。

以上